

## 平成 28 年度第 5 回北広島市市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 29 年 2 月 6 日（月）午後 6 時 30 分から午後 8 時 22 分	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出 席 者	委員 (10 名)	山野委員、中野委員、北川委員、佐藤委員、竹内委員、 穂刈委員、小池委員、深村委員、塚崎委員、中屋委員
	事務局	川村政策推進室長、橋本課長、柴主査、佐々木主任
	傍 聴 者	2 名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項            (1) 市民参加に係る課題整理            (3. 市民参加の対象事項と手続きの選択方法について ほか)</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	
配布資料	<p>【平成 28 年 3 月 22 日開催 資料 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) 市民参加に係る課題整理</li> <li>(3. 市民参加の対象事項と手続きの選択方法について ほか)</li> </ul>	

## 1. 開 会

事務局：皆さんお揃いになりましたので、平成 28 年度第 5 回北広島市市民参加推進会議を開会いたします。

本会議につきましては、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民参加条例施行規則第 8 条第 6 項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

なお、A 委員が遅れていらっしゃるということで、あらかじめ連絡を頂いております。それでは、施行規則第 8 条第 5 項の規定により、議長につきましては山野会長にお願いいたします。議長よろしくお願ひいたします。

## 2. 協議事項

議 長：（議長からのあいさつ）

それでは早速始めたいと思います。資料 4 の 7 ページ、「3 市民参加の対象事項と手続きの選択方法について」ですけれども、ここでは市民参加の対象としているもの、それが現条例で定められているものでいいのかというあたりを議論をしていただきたいと思います。以前の調査で、庁内アンケートあるいは委員や事務局からということ色々な意見が出てきて、市民参加の対象が広過ぎるのではないかということがありました。ただ、市民参加の理念からすると、あまり狭めていっても市民の声が届かないということになりますので、その辺も考えていきたいなと思います。それでは「他市と比べて対象が多く、軽減を求める声もある。」です。これについてご意見いただければと思います。市の中で対象が多すぎると。庁内アンケートの中でも対象が広すぎというような意見も出ておりますがいかがでしょうか。

I 委員：市民参加の対象となる項目は、项目的に言えば確かに多いかなというのはあると思います。行政の場合、基本的に市民参加を求めるのは公共施設の料金とか分担金、負担金、予算という部分、そのほか大きな計画もありますけれども、かなり個別に市民参加の手法を使いながら策定を進めてきているという部分が結構あります。予算という部分もありますけれども、色んな施策のパブリックコメントないし市民参加の手法をやってきて、それが金額としてまとまったときにまた市民参加を求めるのかという部分になると、二度手間という気もしなくはありません。個々の施策の部分については、制度設計で市民参加の何らかの手続きを取っているのであれば、またあえてしなくてもいいのかなという気はしています。あとは市独自で使用料を取るとか、そういった部分はある意味単発といいますか、市民参加の対象にあっても良いかなと思います。

議 長：そのほかご意見のある方いらっしゃいますか。

B 委員：私自身はあまり他の市と比べたりとかをしたことは無いのですが、大体一市民としてはそんなこと聞かれたら困るよってというのはあると思います。正直に言うと身近に感じら

れる項目だったら何か聞きに行こうかなっていうのもあると思いますが、それはもう任せるよ、行政に任せるよ、市長に任せる、議員に任せるとかいうことも正直あるのかもしれないなど。これだけ見せていただいて項目が多くなると、本当に全市民が積極的に、全部知りたいと思う人は中にはいらっしゃるとは思いますが、やっぱり自分の身近に感じられる生活に影響のあるところが一番かなと感じています。ただ、それをまた振り分けするのもお互い大変かなと思います。だから本当は市全体で作り上げられたらいいのかなと思います。結局理想論になってしまいますが、これだけ人口もいて大きな市になると難しいと思います。

議長：確かに市民参加型の予算編成というものを試みているということもないわけではないですね。ただ数は少ないです。方向性としては予算についても市民の声をどんどん取り入れていこうとしている。市民が予算をつくるという感覚を持つというのはあると思います。ただ先ほどI委員がおっしゃったように、例えば総合計画だとかほかの市民参加の中で、こういうようなことをやりますよっていうことを予算化していくということになると、もう1回予算のときに市民参加が必要かという議論もうなすけるものではあると思います。ちょっと予算のことが出ましたが条例をつくる時の目玉として他都市ではあまりやっていないけど北広島市はやってみましょうという感じで予算を対象としました。議論が多かったところではありますが、北広島市独自の市民参加条例を作ろうということで、予算も市民参加の対象にしようという経緯がありました。実施してみると予算については、平成21年度は28件のパブリックコメントがきています。その後は21件、6件、8件、2件、0件、17件、0件。28年度は0件だったということでしたが、21年度、22年度は市民参加条例ができたということもあって多かったのは確かですけれども、最近は少ない傾向にあるのが現状です。予算について北広島市の条例では入れているということで、これに関してご意見はございますか。

E委員：B委員がおっしゃったように身近に感じられるかどうかだと思います。予算という一括りではなくて、自分に直接関係のあるものと全く関係の無いものがきつとあると思います。だから予算の全てにおいてやるということではなく、これは自分に身近な問題だから意見しようかなと。線引きは難しいですけども、そこかなと思います。前回事後評価したときにパブリックコメントをやったけど、全く反応が無かったというのが多かったんで、やっぱり対象をもう少し絞ったほうが行政ももう少しスピーディになるのかなという気はしました。

議長：その他ご意見ございますか。

D委員：私も1年目なものですから印象的にはB委員やE委員、I委員がおっしゃったのと同じような印象受けています。例えば予算に関してそれでは削ってしまってもいいのかな。今この段階で即削るというよりはもう少し様子を見てもいいのかなと感じていますし、それからパブコメの対象をもっと減らしてもいいのではないかなということも過去数年を見てその系統のパブコメの件数が0件であれば外すということも考えられるかもしれませんが、たまたま今年が0件だったけど毎年はあったならちょっと様子を見てみるのもいいのかなと思います。

議長：予算について市民参加の効き目ということも重要なことではありますが、先ほど二重に市民参加がかかるような形になったりする場合もあるということで、一つの事業をやるのにもう少し予算があったほうができるんじゃないかという意見が出てきたりもするのかもしれませんが。あるいは、以前ちょっと記憶違いだったら申し訳ないんですが、似たような事業が2つあって、予算が重なっているのではというような意見が出てきて修正したという経緯があったように記憶しているんですけども、ただそうなるとかかなり予算に詳しい方が見ないとわからない。一般の市民が見て、すぐそれができるかということ果たしてどうなのだろうということもあると思います。予算はやはり難しいところもあるんじゃないかという話もありますが、市民参加の道を閉ざさない方がいいのではないかという意見もあるということですね。それでは予算については終わって次の課題といきます。もう一つ問題になっているのが、パブリックコメントが先ほどの話でもあったように0件というのが多い。それについては、例えば国の法律が変わって、それに合わせて市の条例も変えなければいけない。ある意味事務的とは言いませんけれども、条例を変えるので市民参加条例からすると対象にはなるのですが、もう必然的に変えなきゃいけないものということもあるので、それについては私個人の考えとしては市民参加にかける必要がないのではないかと思います。逆に言うと市民参加をかけても市民からの意見を取り入れようがないという部分もありますので、それについては個人としては必要がないのかなど。パブリックコメントをかけても0件というのが多いという現状もあります。それについてはいかがでしょうか。

H委員：制度が変わった場合については、意見をいただいても対応できないという行政の立場もありますので、そういったものについては可能であればパブリックコメントなどの対象から外していただければすんなり行くような気がします。そう言った部分ではやはり改善していったほうがいいのかなどは思います。

議長：例えば、例外規定的なものになると思いますが、対象にならないことがあるのでしょうか。例えば上位の法律が変わって必然的に条例等を変えなければいけない時は除くとか。

H委員：議長がおっしゃったようにそういう表現で外していかないとできないと思います。

議長：当然条例の改正をしなければできないということになりますね。先ほどの予算についてもそうですが、対象から外していくということになると条例の改正ということも必要になりますので、そうなるときちんとした形で提言しないとイケません。今後また話し合うときに決めていきたいと思います。その他で対象について、一部関心のない政策についてはパブリックコメントの対象外にしてもいいのではないかということですが、線引きがかなり難しいのかなという気がしますけれども、ご意見ございますでしょうか。

C委員：内容が難しい、もしくは関心を持たないという方が多いものは対象外っていう考えでもいいのかなと思います。

議長：線引きは、例えばこの事業がどっちなんだろうという場合はどうしましょう。

C委員：難しいですね。

議長：市民の生活に直接関係するものと条例にはあります。では誰がどういう形でそれを決めるのか。推進会議のようなところで事前にこれが対象になりますというようなことをしていくには問題もあると思います。札幌市ですけれども、平成28年度の市民参加の例外

事項一覧というのがホームページで出てきます。これを見ますと、一つは地方税法の改正等に基づき、市税の徴収等に関わる条例を改正するというので、市民参加の余地はないというようなものもあります。おそらく何らかの形で絞り込むことは可能なかもしれませんが。逆に言うと絞り込んで少なくなったから市民参加の道が狭まったと考えるかもしれません。あるいは本当に市民の生活に密接な事業や問題についてというところに重点を置いて、もっとPRをどうするとか、たくさんの方に働きかけるなど力の入れ具合も絞ることができるのかなど。一長一短だと思いますが、そういうようなことも考えられるかなとは思いますが。

D委員：1回は除外するけれども、また時期が来てそれを見直してみるという考え方もあると思います。そしてまた必要性がでてきたらそれを復活させる。

議長：条例の改正についても、3年ぐらいで変えるということだったのですが、市民参加条例自体が変わりまして必要に応じてということになっています。それでは、次の市民参画手法の選択方法に移ります。これは市民参加するときにパブリックコメントがいいのかアンケートがいいのか審議会がいいのかというような手法をどう選択するかということになります。「市民参加手続き手法は、現在パブリックコメントと審議会に偏っている状況である。市民参加手続きの事前評価は行っているが、どの市民参加手続き手法を選択するのは担当課任せとなっている。」ということですが、一応事前評価はしているということですが、手法については複数の手法を取ることが望ましいという形になっています。ただパブリックコメントのみもかなりの数あるという現状ですが、手法の決め方、手法の数等についてご意見はございますか。

F委員：手法はパブリックコメントとほかに何かあるのでしょうか。

C委員：ワークショップ、パブリックコメント、審議会、市民説明会、市民投票、その他市の機関が適切と認める方法ですね。

議長：市民会議もそういうものに入ると思います。パブリックコメントという言葉が出てきてから、市民参加＝パブリックコメント的な感覚というのはありますが、以前からあった審議会も市民参加の一つです。担当課が決めている状況で専門のところが決めているということではない。こういうことを意見がほしいということでパブリックコメントが一番良いのではとか、アンケートが良いのではとかという選択を担当課がしていて、今まであまり不都合があると感じてはいないのですが、それ以外やりようがないかもしれません。一つずつの事業について熟知をして推進会議でこの手法をとってくれというような形をとるのはかなり難しいと思われます。

事務局：基本的には担当課で市民参加条例に基づいて、どういった手法を採るか考えていただいております。その結果、広く意見を求めることができる手法となるとパブリックコメントという形になりますので、そこが一番多く採用されている方法だと思います。

議長：逆に言うと担当課に任せてもらいたいというのはありますか。

事務局：施策の過程の中で広く意見を反映できるような隙間がある場合については、今でも審議会なりいろいろな手続きを踏んでいると思います。ただある程度余地が無くて進んでいるものについてはパブリックコメントを行っているということで、担当課も熟知しながら進めていると思います。ただ迷った場合については担当課が相談に来ていますので、そ

ういうところでこれも必要じゃないですかということはやっていますので、担当課も条例に基づいて手法を取っていて、それが足りないか足りているかは、ここで皆さんに議論いただくことだと思います。

議長：推進会議で事前事後の評価をするということもありますので、特に担当課が手法を選択するというだけでも問題はないのかなど。実施した結果、これでは少し足りないぞというような場合に、推進会議でこういう手法をとってはいかがですかというような提言をするというような形だと思います。

C委員：パブリックコメントが一番いいですけど、先ほどの話に戻ってしまいますが、市民の関心がなく結果的に白紙になって前に進まない状況になってしまうと困ると思います。

議長：アンケート調査というのも手法の一つですけども、アンケート調査はある程度結果が出てくるものですがアンケート調査をするにあたってはかなり費用がかかるということだと思います。全部にアンケート調査する形で郵送して回収するというようなことは難しいと思いますが、「参加者数はアンケート調査が群を抜いて多い。人数だけで判断するならアンケート調査でやっていってもいいと思う。」という意見が委員から出ていますが、判断するというのは市民参加が進んでいるかどうかということだと思います。

G委員：趣旨としては、もちろん全部アンケート調査がいいという趣旨ではなくて、要するにアリのバイ的にただ単に市民にやっているよっていうアピールでやるのか。実際にもっと声が欲しくてやるのか。それとも今後のためにも回答が0件でもいいから関心を持ってほしいということなのか。事業によって違うと思うので、どういう目的でやるのか、実際意見を出されても、もう訂正の余地はないとわかりながらやるのか、それとももう少し前の段階で柔軟に意向を取り入れられるような段階に応じて、どういう目的でやるのかで変わってくるんだろうなと思っていて、もちろん費用は掛かるのでしょけれども、その中で人数や目的で分けてもいいのかなっていう趣旨で言いました。

議長：もう一つ大変になるだろう手法がありまして、「すべての案件に使えるわけではないが、ワークショップは立ち上げの時から市民の参加を得るものなので、関心を持ってもらうには良い手法ではないか。」ですが、市民参加が盛んにやられているところではワークショップに対応しているところもあります。ただ、開催するにあたってはすごく大変だと思いますけれども、これも委員から出た意見ですが、ワークショップは関心を持ってもらえるには良い手法じゃないかということだと思います。

H委員：実際に行政で実施していて、先程言ったようにいろいろな案件がある中で、できればこれからどういったものを作ろうかという時に市民の皆さんも参加されてやる場合についてはワークショップでやり始められると良いのではないかと思います。ただワークショップをやってもそこに集ってきた人たちの意見というのが市民全体の意見になりうるかということで、改めてパブリックコメントかけていくのですけれども、最初に市民の皆さんの意見を取り入れながら作っていることについては、ワークショップという手法は大変良い手法だと私は思っています。

議長：どちらかという市民の感覚というか僕の感覚なのかもしれませんが、市で大体決めた物を提示してそれで動かしようがない形でパブリックコメントにかかって意見を出しても、参考にさせていただきますという回答が返ってくるだけで市民参加したという実感

がないです。ワークショップに関しては自分の意見がかなりきちんとした形で皆さんと話し合うことができる。しかも、計画段階、市民参加の計画段階、実施段階と各段階において実施されなければならないというのがあります。計画を立てる上でワークショップっていうのは有効な手段だと思います。私もH委員の意見には賛成で、ワークショップを通じてスタートの段階からの声を聴いていくというのはいいと思います。それでは「案件によっては、市民意識調査や市民会議、審議会等の市民参加手続きを経て、さらにパブリックコメント、とまで重複しているものもある。行政にはスピード感も必要ではないか。」という意見ですが、これはいかがでしょうか。

I 委員：市民参加の手法は複数手続で参加を求めなさいという前提はあると思いますが、例えば29年度は福祉関係の諸計画、地域福祉計画、障がいと介護保険の計画を作りますが、条例にもありますけれど、自治法に定めたと附属機関という中で位置づけられて、当然市民参加でも審議会等ということで手法の一つとしてなっておりますが、そこには市民の代表の方々も入っていて、地域部会や障がい部会、高齢者部会などの部会に分かれて、トータルすると20回以上の回数になっています。そこで議論されて、計画をまとめた段階でもう一回パブリックコメントをやっているというのが実情です。パブリックコメントをやるとどうしても新年度に間に合うように実施していますが、現実的にそこで意見が出てきても、それだけの過程を経て審議してきた内容が変わるかと言うとなかなか難しいことだと思います。このような計画になりますとパブリックコメントを出しても、100 ページ近いような計画書が案件として出てなかなか全部に目は通らないということもあります。審議会等の過程を経たものはもう一つ更に計画書としてパブリックコメントが必要なのかということで、固まる前に審議会の審議の中でパブリックコメントで市民の皆様の見解も聞くような時期やタイミングがあっても逆にいいのかなと思います。固まってから求めるよりは固まるまでに意見を頂くほうがいいのかなということと、案件によっては二つも三つも必要ない。いやいやこういう過程を経ればこれだけでいいのではないかとか、案件によって市民参加のやり方、あり方というものに違いがあってもいいのではないかと個人的には思っております。

議 長：要するに全体まとめて複数だっということではなく、案件によってということですね。先ほどのワークショップについても、かなり市民からの意見が出てくるということで計画の段階で市民からの意見が出せるということもありますので、最後の最後にパブリックコメントというのが必要かという部分についてはいかがでしょうか。

D 委員：パブリックコメントは最後の砦というような見方もあるかもしれませんが、今I委員がおっしゃったように既にそこまで何十回も審議してきて積み上げてきたものであれば、そこはやはり手法を絞るって言う考え方も実際あると思います。

議 長：市民参加を何のためにやっているかという市民の意見が事業に反映されることが大前提ですから、もう決まってから動かしようのないところで市民参加にかけてもあまり意味がないということだと思います。先程I委員からもお話がありましたように、もう少し前の段階でワークショップなどで市民が意見を出せるようになったほうがいいのかと思います。そのほかご意見はございますか。なければ次に移ります。「条例の中の定義では、議会も市の中にも含まれています。議会の市民参加は進んでいるのでしょうか。議会

事務局含め議会はもっと市民の声を集める努力が必要。」という意見ですが、条例の中では議会というものも市の中に入っているという考え方で、議会について踏み込まなかったということがあります。他市でいいますと、市民参加条例や自治基本条例があって議会基本条例とも合わせてあるところもあります。議会への市民参加ということも随分言われている訳ですけども、これについてはいろいろな事情があったとは思いますが、実際に条例を作るときには議会のことを言うのはいかなものかというようなご意見もありました。そこで苦肉の策として、市の中に議会も含めて市民参加ということにしましょうという形で、中途半端と言えば中途半端な形になっていると思います。資料 8 ページ、「市民参加条例の施行後 6 年が経ちそろそろ条例を見直してはいかがでしょうか。主に前回の市民委員会で踏み込めなかった議会について議論し条例に盛り込むことも考えてはどうか。これは、前回の市民委員会で議会について「市」の定義の中に入れることで、お茶を濁した経緯もあり、議会基本条例が進まない中では市民参加条例で議会の役割も明確にするべきではないか。議会のことは議会におまかせしたいところだが、一向にその気運が無い様だ。」という意見ですが、市民参加条例をそろそろ見直さなければならぬという中で、議会に対する市民参加というのが果たして必要なかどうかという根本的なところから、少しご意見伺いたいと思います。例えば、議会がどのようなことをやっているのか、もっと市民に対して情報をたくさん出して、市民から議会でこういうことをやったらどうだというご意見をいただいたりする。それだけではなく、栗山町みたいに議会で一般市民にも発言させるというような議会基本条例を作っているところもあるぐらいなので、条例を作ったときには議会のことは議会にお任せしましょうというところがありましたが、なかなか議会で議会改革や市民参加の意識が進んでいないようなので、市民参加条例の中に議会の役割や責務みたいなものを入れてもいいような気がします。別立てにして条例を作ったり、何らかの形で議会を対象とした市民参加というものも今後考えていかなければならないのかなと思っております。

F 委員：私自身は具体的にどういう形でするかという画が描けないというか、やはり議員がそれなりの考えをもってやっておられるわけですから、色々な方法があるのでしょうか、そこで市民参加条例でこうなっていますという話は結構抵抗を受けるのではないかと思います。参加条例の解説書の中に市民の政策提案というのは載っていますよね。10 人以上の署名をもって代表者から市の機関に提案しますという一応のルールはあるわけですが、そういうルールをきちっと踏まえて公表するっていうことも大事だと思うんです。その辺のことも踏まえてこういうふうにやっていきますってというのは、それはそれなりに良いのではないかと思います。

議長：簡単に何行かで書きましたけれども、これはこれだけで委員会を作るぐらいの課題だと思いますので、委員の皆さんには他の市や自治体では議会に対する市民参加ということも考えられているところもあるということを少し頭に置いていただければと思います。その他ご意見あれば伺いたいと思いますが、特に無いでしょうか。それでは 9 ページの市民参加推進会議に移りたいと思います。市職員の意識というのは以前に話をしていると思いますので、その次の市民参加制度の運用、評価についてというところです。すごく大雑把ですが、これは事前評価とか事後評価ということできていると思います。た

だ、「新庁舎建設における市民参加は適切に行われているのかの検証は推進会議で議論されているのか。議事録をざっと見たところ言及がないようだ。市民説明会が実施された数日後に基本設計の決定がなされている。これでは、市民説明会の意見を反映させることができない。形ばかりの説明会になっていないか。」という意見ですが、前にも少しお話ししたことがあります。新庁舎の建設に関しての市民参加で、平成21年度ぐらいに計画の最初の段階だと思うんですが、どういったことを考えて市庁舎を建設するかという基本的な部分についてパブリックコメントをかけてました。市民説明会も行われるということですが、建築の話ですから専門的な部分も入ってはきますが、一つ気になったのは市民説明会が木曜か金曜に行われていて、土日をはさんで月曜か火曜にもう結論を出すという状況がありました。市民説明会での意見はどのように考えられたのかという疑問が少しありました。そういうこともあったものですから、それこそ動かしようのない状態になってから、例えば設計と詰めてこういう建物にしましょうということが大筋が決まった段階で意見を募集しても、少し遅かったのかなど。最初の段階からの抽象的なことではなくて、もう少し具体的なお話があっても良かったのかもしれないと思いました。市民参加制度の運用はうまく市民の声が行政に活かされているのかどうかということなんですが、厳密に調査してないのでわからないですけども、市民から出た意見で大きく変わったということは過去にありましたでしょうか。

事務局：大きく変わるというのはあまりないと思います。考え方を変えたり、組み替えたりというのはありますけれど、見方を変える、方向を変えていくという事はないと思います。

議長：おそらく一番多いのは条例にこの一文を入れてくださいとか、この文言をこっちにした方がよいのではないのでしょうかとか、そういう話は結構あったと思います。あと要望がかなり多いかと。

事務局：それに反対だということもあります。それでいくと白か黒かみたいなそういったことに関してはやっぱりトータルで考えると受けられないということはありません。

議長：この条例が有効に機能しているかどうかということについては、H委員、I委員から少しお話をいただきたいと思います。

I委員：意見を頂く一つの手法という意味では、パブリックコメントで市民参加を求めているケースが非常に多いのですが、ひとつ受け皿というか窓口ということで効果はあるのかなと思います。ただ、先程も言いましたけれども、固まった段階で意見をいただいてというよりは、対象の項目によりますけれど、タイミングを少し整理したほうが良いのではという事で、せつかく意見いただけるのですから、影響は別としても意見を反映をさせられるようなタイミングでいただければと思います。項目によっては市民参加を求めるタイミングがそれぞれ違ったほうが良いとも思います。

議長：過去にもう少し早く意見をもらえたら、生かされたかということはありませんか。

I委員：予算の担当をしておりますけれども、市民参加条例自体がやるやらないという事業の選択を求めるものではないというのがまず前提にあります。お金のかけ方という意味で委託になっているけど直営でできるような案件ではないのか、もう少し対象を増やしてお金を掛けて調査したほうが良いのではないのかなどやるにあたってのやり方という部分では予算案の段階で意見をいただけますから、その辺は予算の執行の段階で参考にして

いけるということはありません。

議長：予算というのは何に使うというものがすでに決まっています、委託するためにはこの予算と決まっていますが、違う形で実施するという変更は可能なのでしょうか。

I委員：予算は予算ですので、執行する段階にあつて委託をあえて直営にするというのは可能ですし、その逆もあります。業務の内容によっては職員ができるものとできないものが現実にあるものですから、その辺は予算を編成するといいますか、要求の段階でそれぞれの課が検討した上での予算という形にはなると思います。

H委員：行政としてどの時点で何を聞きたいかという中で、例えば、生ごみを集めます。その時に梅干の種以外に大きな種もあつて、どういった大きさのものまでを生ごみとして黄色の袋に入れていただくかということを庁舎中で話し合ってもなかなか結論が出てこない。それならばこれはアンケートにかけようということで、実際にモデル地区を使って梅干の種まではいいけど、それ以外の種はだめということで分けてもらいました。それに対するアンケート調査を実施したところ、梅干の種でも大きさが色々あるので種は全部生ごみとして扱ってくれという意見がある程度出てきて、我々がこの大きさでと言ってもそれを守ってくれるかどうか分からない。むしろこれは全部いいよとしたほうが最終的にはセンターでそれを識別して排出できるのであれば、そのほうがいいということで行ったケースがありました。最終的にそういったものを作って生ごみの定義はこうですよということで、パブリックコメントにかけて一つのものを決めていくときに、段階によって市もわからないこと、どうやって決めたらいいかわからないこと、これは市民の意見を聞いたほうがいいねという場合には、アンケート調査を実施し、最終的にこういう生ごみはこういう分別方法でやりたいという方針を決めて、それを今度市民にパブリックコメントをかけたて決定することなので、そういった時間の流れの中で市民の皆さんに広く意見を求めるのと、最終的にこうなりましたのでこれでよろしいでしょうかという部分で掛けるパブリックコメントと、市では大体そういう使い分けをしてくれていますので、そういった方向でさせていただいてるかなという気がします。

議長：この運用評価についてそのほかにご意見ございますか。運用評価とは変わるかもしれませんが、ご議論いただきたいのが、市民参加推進会議の権限、要するにこの会議でこういうことを決めました、市は市でやってください、会議で決まったのだからやらなければいけないですよというものなのか、市民参加推進会議の委員からこういう意見が出ましたよということを市に伝えて、市で参考にしてくださいという会議なのか。以前C委員からここで話をしても結局どういことができるのだろうと疑問に思うことがあるというようなご意見をいただいたことがありました。条例ではどのようになっていますか。

事務局：市民参加推進会議の役割については、市民参加条例において市民参加の実施に関する事項と、条例の運用の評価に関する事項、条例及び条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程の見直しに関する事項、その他市民参加に関する事項ということで条例の中では定義づけされています。

議長：例えば、都市計画審議会はそうだと思いますが、審議会を通らないと実行できないというようなものとは少し質が違います。要するに市民参加推進会議は提言をすることが可

能かどうか。条例には書いていないです。扱うということだけで、評価についても評価を市でどう扱うかということも特には決まっていないのです。公開してということだけで、ある程度他の条例を見たりすると市に対して、あるいは市長に対して意見を言うことができるというように定めているようなところもあるようです。そのような提言ができるようなことが全く定められていないので、ここで話し合っても果たしてどこまで実現可能なのかという疑問がどうしても出てくると思います。

D委員：インターネットで検索して出てきたのが千葉県白井市の例で、ここは市民参加推進会議が市に対して3つの提言をしています。情報コーナーの設置、図書館の利用ともう一つありますね。このような提言をするということが他の市ではやられている。しかもかな7回ほどかなり集中的に議論してまとめたもののようです。

議長：報告書なり提言書なりを提出している市民参加推進会議に類する会議はたくさんあるのですが、ここ数年北広島市ではそういうような報告書等は作っていませんでした。推進会議ができてすぐの時に報告書という形で提出はしています。委員の皆さんは自分たちが考えて議論したことを何らかの形で残して、市に報告あるいは提言するということに関してはいかがでしょうか。

A委員：とりわけ報告とか提出が無くてもやったことが無かったことにはならないので、決め事にする必要は無いのかなと思います。ただ、議題の中でこれは形に残すべきと話題になったとか、これはきちんと形にして報告すべきものだったというものがあつたときには形に残すのはとても重要なかなと思います。必ず残さなくちゃいけないとなると、負担もそうですけれど他にエネルギーを色々使えると思うので、違うところに向けるべきじゃないかなと思います。

議長：G委員はどうですか。

G委員：目的が何かによるのではないのでしょうか。私は議事録で十分かなと思います。

議長：C委員はどうですか。

C委員：私も議事録で十分だと思います。

議長：報告書を作った方が良いとお考えの方はいらっしゃいますか。

B委員：議事録が今まで残っていて、報告書に加えることにはなっていないということですか。議事録というものが一定の成果だと思っていたのですが。

議長：議事録の扱って市の方ではどう考えていますか。

事務局：議事録は会議で話し合われた内容を要点でまとめてこういう形で議事進行しましたよという役割のものであり、基本的には審議された内容が議事録という形でまとまっていると思います。

議長：担当は読むと思いますが、議事録を担当じゃない課の職員が読むということはあるでしょうか。

事務局：基本的には施策の内容なので、どういった意見が出ていたかなということで読むことはあります。議長がおっしゃるようにそれぞれを箇条書きにして一つの成果物として市に出すという、一つ何かを作成する行為ということであれば、それはそれでまた別のシーンとして議事録は起きると思います。

議長：単純に議事録だとなかなか読んでもらえないのではないかと考えておまして、提言書で市長に提出と言え、読んでいただけるのかなと思いましたが、要するに権限というか重みの問題ということになるとは思いますが、読んでいただいているのであれば、それでも構わないと思います。

事務局：例えば、総合計画推進委員会では議事録は起きますけれども、その中で自分たちの考えている要点みたいなものを別にまとめて出しているという附属機関もあります。それは会議の中での決め事なので、市はそれを出されたから受けないとかそういう事ではありません。

議長：推進会議の中で報告書を作りましょうと決めて作ることは可能ということですね。

事務局：報告書の作り方も相談しなければならないと思いますが、あったものだけをただ箇条書きにしていくのでしたら、議事録を綺麗に整理すればいいだけですが、カテゴリーに分けるなどについてはまた丁寧な議論が必要だと思います。

議長：過去に1回、報告書を出しておりますが、他の市町村では報告書を結構出したり、提言書という形で100ページぐらいにまとめたものを出したりということを、特に条例を改正する場合に提言を出したりということが多くみたいです。必ずしも提言書を出したり報告書を書くというのは市民参加推進会議に類する会議ではそう珍しいことではないと思います。今のところは積極的に書こうという方があまりいらっしゃらないようですので、次の議題に移りたいと思います。推進会議の委員の任期ですが、事務局からお話しいただけますか。

事務局：市民参加条例における市民参加推進委員につきましては、任期が2年で再任も妨げないという形ですが、再任の回数については一回という規定になります。改正の必要があるのでという声があるとのことですが、昨年まで担当していた事務局の意見として推進会議内で少し議論をいただければと思います。

議長：附属機関等の設置運営及び委員の選任に関する取り扱いという規則が28年4月1日に一部改正されまして、委員の年齢等や再任についても変わって何年とかという形になったのですが、現市民参加条例と食い違いが出てきている部分があるのですけれども、これについて整合性を持たせたほうがいいのかということをお話したことがあります。

事務局：市役所の内規について申し上げますと、在任期間は10年と定めております。条例は2期4年ですけれども、取り扱いのほうは上限10年までで、70歳以下というのがありますが、年数については4年と10年という差がございます。

議長：条例と取り扱いの規定が違っていることで不都合はないのでしょうか。

事務局：市民参加推進会議は附属機関なので附属機関の取り扱いから考えると条例上不都合というよりも実態があっていないところもありますが、推進会議の元々の設置の目的はできるだけ多くの人を入れて回していこうという趣旨が強かったことからこのような作りになっていると判断しているので、今はどうでしょうかと聞かれると単純に年数がずれています。

議長：どちらが上位ということではないのですね。

事務局：上位というと条例のほう为上となります。

議長：逆に言うと条例で定められているので取り扱いで違ったことがあっても市民参加推進会議についてはこれで問題なしということでしょうか。

事務局：10年にしなさいということではなくて、10年を上限にしましょうということです。通算期間と任用する年齢の上限を定めるものですから、それぞれ3年の委員会だとか2年の任期ですとか、そこはそれぞれで決めてくださいということで上限を定めているものです。

議長：任期についてはよろしいですか。もう一つ資料には無いですが、お話をいただきたいのは先ほども少し出ましたけれども議事録についてですけれども、議事録は公開するのが当たり前ですが、その時期というのはいつ公開するかというのは特に定められていないようなのですけれども、半年ぐらい経っても公開されていないようなものも結構あります。前にどのような議論をしたのかというのを見返そうと思っても見れずに次の会議に臨まなければいけないというような状況があったりするのですが、現在のところ去年の11月に行われた議事録はまだ公開されていません。その前までは公開されていたと思いますが、議事録の公開の時期というのは特に決めはないのですね。

事務局：決めは無いですが、会議終了後速やかに議事録を公表するというのが基本的なところだと思います。

議長：なかなか手が足りないということもあるのでしょうかけれども、事務局としてはどれくらいで公開するのが望ましいとお考えですか。

事務局：やはり会議終わってから概ね1か月という所では公表されるべきかと思います。

議長：議事録はホームページで見ることができるのですが、議事録を見返したりということは必要ですので、1か月ぐらいで議事録をあげていただけると、1か月に2回も会議があることでめったにないことかと思うので良いと思います。あまり追求する訳ではないのですが、遅れている理由は実際何なのでしょう。手が足りないということでしょうか。

事務局：企画課で所管する会議が結構ありまして、なかなかすぐに手がまわらないという実情はありますが、ただそれは理由にはなりません。

議長：単純にマンパワーが足りないということですか。

事務局：結果が全てです。ご理解いただきたいと思います。

議長：推進会議に絡んでお話ししたいのですが、推進会議の予算はどのくらいか皆さんご存知ですか。委員への報酬のみということですが、実際には20数万円しか予算がついていないという状況です。以前にもお願いしたことがあるのですが、会議をもう少し増やせないかということをお話しても、どうしても予算がないので会議ができないというのがあります。年に1回、2回の審議会もありますけれども、少ないわけではないのですが、市民参加推進会議にかけている事業費というのが人件費でどれくらいかかっているかという、平成27年、28年で0.32なんです。1年間で3分の1の人間がいるわけじゃないので、一人が全部働くうちの大体3分の1を市民参加にかけているという考え方となります。以前は市民協働推進課というのがありまして、そこで市民参加と市民協働に関しての専門の課があったわけですが、今現在は庁内の再編でその課はなくなっている。名前がなくなっただけなら良いのですが、何となく力の入れ方が替わってきているのかなという疑問を持ってしまうのですが、もう少し余裕を持った取り組みができるような

人員と会議が、私は必要じゃないかと思いますが、皆さんいかがです。

E委員：それこそ予算の問題は繊細なので、私たちがやりたいといっても簡単にはできる問題ではないのかなと思います。

議長：0.3人と言われてもピンとこないとは思いますが、以前に条例を作った辺りではもう少しウエイトは大きかったと思います。

事務局：条例を策定するとなるとそれ相応の人工がないとできませんので、当時は課長1人と係長職2人でした。参加条例と市民協働推進の方針を立ち上げて会議と議会とを調整していました。

D委員：発言するタイミングが遅くなりましたが、先ほど議事録の更新の期間とかが話題になったと思いますが、この推進会議の議事録は一字一句そのまま再現されています。それが標準なのか、場合によってはもう少し省略形で書けば短縮になるのかなと思います。

議長：基本的には一字一句とは言いませんが、この推進会議の議事録というのは発言どおりに書かれています。

事務局：発言を文章にしたとき意味が通るように若干の修正を行い、全編となるとそれ相当のボリュームにはなりますが、基本的には発言した内容の要旨要点をまとめて議事録として調整しているところです。

議長：議事録には載せないとか、発言が乗らないという部分はありますか。例えば事務局からの説明と書いてある場合、事務局からの説明内容は書かれていない。そこに関して事務局から何についての説明があったのかぐらいいは書かないと議事録を読んでいる時に事務局が何について説明したのかもわからないということになるので、そこは書いた方がいいのかなと思います。それとメールをこの間送らせていただいたのですが、私の冒頭の発言が議長からのあいさつということのみになっていたのですが、あれは慣例でそういうものなのでしょうか。

事務局：直接会議の中身に触れない部分については、挨拶という形でまとめさせていただいています。

議長：ただあの時は資料の配付が遅れ当日配付になり、会議で見てすぐ評価するということはおかしな話なので、次の会議に評価を持ち越したという経緯がありましたよね。それについての話をしたはずですが、議事録だけを見ると同じ事をこの会議はやっているのかと思われかねない。なぜ2回もやっているんだという部分については、説明する必要があるのではないかという気もしたのですが。

事務局：他の委員の皆様はどういうふうに感じられるでしょうか。恣意的に外したと言う訳じゃないのですが、そういったことも会議の前提に必要なのであれば、そこについて止めるものでもないです。

議長：事務局のミスというような部分もありましたが、それを記録に残せと言ってるわけではありません。その経緯がわかるような形で、2回も同じ議題で議論をして、なぜかと言われれば資料が配付され、すぐには評価できないでしょうという私の判断で次に持ち越したという説明があっても良かったのかなと。全文一語一句載せてくださいということではなくてです。皆さんいかがでしょうか。

D委員：一字一句ということではなくて、概要を記録するなんていうことはやっぱりあってよかったのではないのでしょうか。ついでに言いますけれども、どうやら他市では会議録は概要と書くところもあるみたいです。北広島は丁寧だなと思います。

議長：F委員いかがでしょうか。

F委員：D委員が言ったように他の市町村が概要ならば北広島もそれで良いかと思います。会長の言われた部分が抜けてるいのであれば補充すればいいと思います。

議長：G委員いかがですか。

G委員：不要な会議をしているのではないかと思われぬ程度で中身が分かれば良いのではないのでしょうか。同じ内容で2回連続でやらなければならないだとか、そういうことは結構あると思いますし、内容さえ分かればいいと思います。

議長：C委員どうですか。

C委員：僕もG委員と同じで中身がわかればいいと思います。決して無駄な会議をしている訳ではないということをお話いただければ、それで構わないと思います。

F委員：ただ、議事録としては発言のないことは書けないです。やっぱりそれは我々委員側としても事務局にこの事は付け加えておいていただきたいと言わないと。議事録署名委員がいるわけですから、そこでつけ加えていただきたいと。私が議事録署名委員で、議事録にこういう事に付け加えさせていただきましたという報告をこの会議ですればいいことだと思います。

議長：やはり話し合われたこと、発言があったことが書かれるというのは議事録に必要なことだとは思いますが、少なくとも経緯がわかるような形で載せていただくということではよろしいですか。次に移ります。「市民に関心のある案件については、市民の声が反映されているか再点検が必要」ということで、項目がたくさんありまして、要するに広く色々な案件について市民参加がなされていますかというご意見だと思います。市民参加の一番最初のときに提出していただいたものですが、私の考えではこういったことを実現するために市民参加推進会議で何をやりましょうかということ、多分個別のことについての問題について市民参加はなされていますかというのは、本当は市のやっていることを全部についていろいろ形で市民参加ができれば良いのですが、事業ごとの市民参加ということになっていますので、なかなかそれも難しいということでしょうか。

D委員：初めのころはよくわかっていなくて。

議長：ありがとうございます。ただ書かれている内容には非常に重要な問題もたくさんありますので、皆さんで読んでいただければと思います。それで少し付け加えますが、市民参加の一つとして市民の声というものも条例の中では謳っております。市民から寄せられた市民の声も市では意見として受け取っていただけるものと信じております。最後に、きたひろしま市民会議ですが、28年度に2回目が行われたと思いますが、市民参加推進会議の中で報告を簡単にいただければと思います。

事務局：今年度の市民会議につきましては、12月3日、4日の土日、2日間にわたって行いました。昨年度同じく、無作為抽出で各地域、年齢別の1,000名の方に案内を出しまして、494件の回答の中から80名が参加希望として回答を頂きました。そこから30名を各地区、性別、年齢構成と絞りまして今回市民会議に参加していただきました。1日目のテ

ーマが公共交通について、2 日目は定住人口増加ということで、グループに分かれてご意見等いただいております。報告ということで今回頂いた意見等をまとめたものは速報という形になりますが、ホームページ上で公開させてもらっています。

議 長：きたひろしま市民会議について何かご質問とかご意見とかありますか。

事務局：1 回目と 2 回目で少し変わったところは、1 回目のときは皆さんに集っていただいて自分たちの困っている事だけを出し合って時間切れで終わってしまいましたが、今回 2 回目についてはそこからどうしたらいいんだろうというところまで踏み込んで、できるできないに関わらず意見等を出してもらいました。更に今回参加していただいた一般の女性の方が違った会議の公募委員として応募していただいたというケースも出ました。普段まちづくりに関心のない方が今回をきっかけに一つ市民参加が進んでいるということもあわせてご報告をさせていただきます。

議 長：特になければ終わっても良いのですが、1 年間やってみて委員の方からの感想を簡単に伺いたいと思いますが、D 委員から一言ずつお願いできますか。

D 委員：大変有意義で貴重な経験をさせていただいて、少しずつですけれども市政の様子が分かってきたという点で大変満足しております。

議 長：F 委員。

F 委員：私は逆に参加すればするほどわからなくなってきた部分もあります。もう少し的を絞って議論するなり情報を収集するなりしてやれないものかなと思います。そういう性質の委員会ではないという感じもしますが、ある程度もう少し絞っていただければ。それと議論していると条例とかがかみ合っていないなど。やっているとそれは違うよというご意見があると思いますが、その辺のすり合わせ的なものをしていって議論しないとより有効な意見が出しづらくなると思います。その辺を配慮していただければと思います。

議 長：G 委員。

G 委員：もう少し的を絞ってと F 委員がおっしゃったように、1 年通してみても事前評価事後評価が一番大事だと思いますが、そこをこういうふうに決めました、審議してくださいと言われても前提として情報量に差があるので、例えば予算がこれくらいしかないからこれくらいしかできないんですとか、先行してこういう手続をしているからこうしましたという説明をまずしてもらったほうがそれに対してどうですって言えたかなと思います。何でそうになりましたというのを説明してもらったほうが意見を出しやすかったかなと思います。そこに時間使うのは全然悪いことじゃないと思うので、担当部署で決めましたというなら呼んできてもいいし、それで説明してもらえたらもうちょっと深い議論ができたかなと思います。

議 長：H 委員。

H 委員：私は今年 1 年やらせていただいて、今委員の皆さんにこれまで市がこのようなパブリックコメントをかけていたという部分についてはある程度ご理解いただいたのかなという気がしているんですね。例えば、今日の話の中であれば、最初に市民が関心を持たない施策についてはどうしようということが書かれてあって、逆に言うと市民が関心を持たない施策の基準って何なのという部分をしっかり話し合っていないと実はその先に進めないなというのがあって、そういった部分について会議でどうしていくのかと

いう事を議論していくというのがこれからの課題なのかなと。だから先程任期の話もありましたけども、まだ二年目の前半で、今は現状の把握で課題が何なのかということに使い、そこから課題を抽出してこれからどうしようかという部分の話し合いを行えるのかという部分では期待感を持っています。

議長：I委員。

I委員：市民参加の条例できてからかなりの年数が経ったということで、我々は市民参加を求める側としてかなり色々な案件も含めて経験踏んできたということで、先程色々私から言いましたけども、やりづら面も見えてきたかなと。年数が経ったということで仕組み自体も含めて見直す機会としては良かったのかなと。ただやはり条例を作ったときはかなり崇高な、精神的な部分も含めて条例がスタートして、幅広くかなりの種類の手法をとりながらスタートした条例だと思っているのですが、わかりやすく、より市民が参加しやすくという部分では見直しの時期にきているのかと思います。

議長：ありがとうございます。E委員。

E委員：私が思っていたよりも難しく、事前評価事後評価がメインだと思っていました。毎回多岐に渡って思わぬ方向に話が行くことがあって、その都度一生懸命考えているのですが、話が色んなところに行くので付いて行くのが精いっぱい、もっと事務局から事前評価・事後評価だとか内容について説明していただくとか勉強させてもらえる機会があったら良かったと思います。

議長：C委員。

C委員：先程任期の話ありましたが、僕は2期目なので皆さんより先に卒業する形になるかと思うのですが、2期やってみて一般市民と行政と間で難しいというところが感じられるなど。例えば条例一つとっても条例がこうなっているよ、国の法律はこうなっていると言われても、一般市民は正直ピンとこないです。そういったところで考えると、前期でやった時はどちらかと言えば事業に対して、制度に対しての事後評価がメインだと思います。そう言った意味ではまた今回違う会ができて良かったなと思います。

議長：B委員。

B委員：実はきちんと完成された推進委員の中に入って行って、事前評価、事後評価をするのだろうと思っていたのですが、意外と違って、委員会そのものがまだ成長期なので、毎回意見を求められるということで実は緊張しています。でもわからないことはわからないということで色々聞いて楽しかった部分もあります。不思議だなと思ったこともいろいろあって、ここでは言わなかったこともあります。変な話ですけどさっきの議事録じゃないですけど、パブリックコメントとかアンケートですけどこれは必要だったのかなと思うものもあったのですが、事前にもう少し詰めないのだから。でも少し作りこんでいく楽しさっていうと変ですけどおもしろいと言うか。興味深く参加させていただいています。

議長：A委員。

A委員：すごく難しかったです。でも北広島市の方がこれだけいろいろなことを考えてやってくれているのだから、委員ですけど一市民としてまずそれを知れたという勉強させてもらったので、同じようにこういうふうな委員として色々な方々が同じ場に集って市の事について考える時間があるのだからそういう勉強させてもらったので、私自身が前

よりも市政に対して興味を持ってたっというのが一番良かったと思います。一人かもしれないですけどそう思えたことで、例えば家に帰って家族に話すことができたとか、友達と北広島市って次こういうことをやるらしいよっていう話ができるとか、そういうので少しでも小さいですけども広がっていくのだったら、こんな私ですけど関わらせていただけて良かったなと思いました。

議長：何かこれで任期終わりみたいになってしまいましたけど、あと1年ありますので。事前評価・事後評価、先ほどお話しいただいたような形でできるだけ詳しく理解してもらえるような形で、きっちり評価していくとともに、ちょうど条例ができてから7年、8年立ってますので、先ほどI委員からも話あったような形で見直さなきゃいけないような時期、市民参加というものをもう1回考え直さなきゃいけない時期に入ってますので、話が多岐に渡ったり、複雑になったりしていますけれども、その話のことについても任期の後半また議論をして、推進会議の総意としてまとめたいと思います。正直言うと私もこういうところの議長をやるのが初めてなので、慣習というものを知らずに自分勝手にやっちゃってしまっていますが、何とかご協力いただいて、年度末にいい議論ができたということで終わりたいと思います。あと1年よろしく願いいたします。

#### 4. その他

議長：その他事務局から、委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：＜日程調整のほか、連絡事項を伝達した。＞

議長：特にご質問などはありませんか。

委員：＜質問なし＞

#### 5. 閉会

議長：なければこれをもちまして会議を終了いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員：\_\_\_\_\_